

実施方針等 変更事項 一覧

実施方針

P.4 1-10 事業スケジュール（予定）

（変更後）

時期（予定）	内 容
令和6年9月下旬頃	特定事業契約の締結
令和6年10月～	事前調査 設計 各種申請等の行政手続き 建替事業用地内既存住棟等の解体及び撤去 余剰地内既存住棟等の解体及び撤去
令和7年10月～	荒本住宅C棟等の建設工事
令和9年5月下旬頃	荒本住宅C棟等の建設工事終了 荒本住宅C棟等の引渡し
令和9年11月下旬頃	入居者移転の終了

（変更前）

時期（予定）	内 容
令和6年12月下旬頃	特定事業契約の締結
令和7年1月～	事前調査 設計 各種申請等の行政手続き 建替事業用地内既存住棟等の解体及び撤去 余剰地内既存住棟等の解体及び撤去
令和8年2月～	荒本住宅C棟等の建設工事
令和9年8月下旬頃	荒本住宅C棟等の建設工事終了 荒本住宅C棟等の引渡し
令和10年2月下旬頃	入居者移転の終了

P.5 2-2 実施方針等に関する質問並びに意見受付及び回答

（変更後）

提出期限	令和5年11月15日（水）～11月20日（月） 午後5時まで
提出方法	<p>電子メールによる提出</p> <p>本事業の参加を希望し質問の提出を希望する企業は、質問及び意見の内容を簡潔にまとめ、「実施方針等に関する質問書（様式2）」、「実施方針等に関する意見書（様式3）」に記入の上、電子メールでファイル添付にて提出すること。電子メールに添付するファイル容量は5MBまでとする。</p> <p>なお、メールタイトルは「実施方針等に対する質問・意見（企業名）」と明記すること。また、窓口・電話での受付は行わない。</p> <p>電子メールの送信後、下記の申込先に着信確認を行うこと（土、日</p>

	及び祝日を除き、平日 午前9時から午後5時まで)。
提出先及び 問い合わせ先	東大阪市 建築部 住宅改良室 TEL : 06-4309-3233 E-mail : jyukai@city.higashiosaka.lg.jp
回答及び公表	<p>実施方針に関して提出された質問及び意見に対する回答は、質問及び意見者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問及び意見者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和5年11月24日(金)を目途に市のホームページで公表し、個別に回答を行わない。また、質問及び意見者の事業者名は公表しない。</p> <p>なお、市において意図を変えない範囲で質問及び意見の内容を編集し、回答を行う場合がある。</p> <p>また、公表資料等について補足説明が必要であると市が判断した際は、質問及び意見に関する回答書に当該内容を含め、事業者に周知する場合がある。</p> <p>質問並びに意見の提出がない場合、回答の公表は行わない。</p>

(変更前)

提出期限	令和5年10月23日(月)～10月31日(火) 午後5時まで
提出方法	<p>電子メールによる提出</p> <p>本事業の参加を希望し質問の提出を希望する企業は、質問及び意見の内容を簡潔にまとめ、「実施方針等に関する質問書(様式2)」、「実施方針等に関する意見書(様式3)」に記入の上、電子メールでファイル添付にて提出すること。電子メールに添付するファイル容量は5MBまでとする。</p> <p>なお、メールタイトルは「実施方針等に対する質問・意見(企業名)」と明記すること。また、窓口・電話での受付は行わない。</p> <p>電子メールの送信後、下記の申込先に着信確認を行うこと(土、日及び祝日を除き、平日 午前9時から午後5時まで)。</p>
提出先及び 問い合わせ先	東大阪市 建築部 住宅改良室 TEL : 06-4309-3233 E-mail : jyukai@city.higashiosaka.lg.jp
回答及び公表	<p>実施方針に関して提出された質問及び意見に対する回答は、質問及び意見者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問及び意見者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和5年11月14日(火)を目途に市のホームページで公表し、個別に回答を行わない。また、質問及び意見者の事業者名は公表しない。</p> <p>なお、市において意図を変えない範囲で質問及び意見の内容を編集し、回答を行う場合がある。</p> <p>また、公表資料等について補足説明が必要であると市が判断した際は、質問及び意見に関する回答書に当該内容を含め、事業者に周知する場合がある。</p>

P.7 2 選定、契約の手順及びスケジュール

(変更後)

日程(予定)	内容
令和6年1月中旬頃	特定事業の選定及び公表

日 程 (予定)	内 容
令和6年1月中旬頃	入札公告及び入札説明書等の公表
令和6年1月下旬～2月中旬頃	入札説明書等に関する質問の受付及び質問回答
令和6年3月上旬頃～ 令和6年3月中旬頃	入札参加表明書及び入札参加資格確認審査申請書類の受付
令和6年4月上旬頃	入札参加資格確認審査結果通知（第一次審査）
令和6年5月上旬頃	入札書類（提案書含む）の受付及び開札
令和6年6月上旬頃～7月上旬頃	入札書類の審査・ヒアリング（第二次審査）
令和6年7月中旬頃	落札者の決定・公表
令和6年8月中旬頃	基本協定の締結
令和6年8月下旬頃	仮契約の締結
令和6年9月下旬頃	特定事業契約の締結

(変更前)

日 程 (予定)	内 容
令和6年1月中旬頃	特定事業の選定及び公表
令和6年1月中旬頃	入札公告及び入札説明書等の公表
令和6年1月下旬～2月中旬頃	入札説明書等に関する質問の受付及び質問回答
令和6年3月上旬頃～ 令和6年3月中旬頃	入札参加表明書及び入札参加資格確認審査申請書類の受付
令和6年4月上旬頃	入札参加資格確認審査結果通知（第一次審査）
令和6年5月中旬頃	入札書類（提案書含む）の受付及び開札
令和6年6月下旬頃～7月下旬頃	入札書類の審査・ヒアリング（第二次審査）
令和6年8月上旬頃	落札者の決定・公表
令和6年9月上旬頃	基本協定の締結
令和6年9月下旬頃	仮契約の締結
令和6年12月下旬頃	特定事業契約の締結

P.19 7-3-3 仮契約及び特定事業契約の締結

(変更後)

市は、落札者と入札公告時に公表する入札説明書等に基づき特定事業契約に関する協議を行い、令和6年8月下旬に仮契約の締結を予定している。なお、仮契約は市議会における特定事業契約の議決を経て本契約となる。市議会への議案上程は、令和6年第3回定例会（令和6年9月）を予定している。

(変更前)

市は、落札者と入札公告時に公表する入札説明書等に基づき特定事業契約に関する協議を行い、令和6年9月に仮契約の締結を予定している。なお、仮契約は市議会における特定事業契約の議決を経て本契約となる。市議会への議案上程は、令和6年第4回定例会（令和6年12月）を予定している。

要求水準書（案）《入居者移転支援業務編》

P.4 4-2-1 荒本住宅C棟への移転支援業務

（変更後）

ア 荒本住宅C棟の整備業務開始日から令和9年11月末日までとすること。

（変更前）

ア 荒本住宅C棟の整備業務開始日から令和10年2月末日までとすること。

5-1 移転説明会の実施

（変更後）

荒本住宅C棟の整備業務終了時※（令和9年5月末予定）の8ヶ月以上前から、移転説明会の実施に係る下記の業務を行うこと。

（変更前）

荒本住宅C棟の整備業務終了時※（令和9年8月末予定）の8ヶ月以上前から、移転説明会の実施に係る下記の業務を行うこと。

（変更後）

※ 整備業務終了時は、市検討のスケジュールに基づいて令和9年5月末としているが、事業者の工夫により、整備の終了日が令和9年5月末以前となる場合は、整備終了日に基づくこと。

（変更前）

※ 整備業務終了時は、市検討のスケジュールに基づいて令和9年8月末としているが、事業者の工夫により、整備の終了日が令和9年8月末以前となる場合は、整備終了日に基づくこと。

P.5 5-3 一部住戸（先行見学用住戸）内覧等

（変更後）

荒本住宅C棟の整備業務終了時（令和9年5月末予定）の3か月以上前から、一部住戸（先行見学用住戸）の内覧に係る業務を行う。

（変更前）

荒本住宅C棟の整備業務終了時（令和9年8月末予定）の3か月以上前から、一部住戸（先行見学用住戸）の内覧に係る業務を行う。

P.6 5-4 住戸抽選会の実施及び入居住戸決定の支援

（変更後）

荒本住宅C棟の整備業務終了時（令和9年5月末予定）の4か月以上前から、住戸抽選会（自動車の駐車施設を含む。）の実施に係る下記の業務を行うこと。

（変更前）

荒本住宅C棟の整備業務終了時（令和9年8月末予定）の4か月以上前から、住戸抽選会（自動車の駐車施設を含む。）の実施に係る下記の業務を行うこと。

P.13 10 業務報告

（変更後）

キ 移転可能日から令和9年11月末日までに移転が終了しない可能性がある移転者がいる場合は、終了しない事由を調査し、市に報告すること。

（変更前）

キ 移転可能日から令和10年2月末日までに移転が終了しない可能性がある移転者がいる場合は、終了しない事由を調査し、市に報告すること。